

江東区と大田区の領有権争いは江東区の勝利？

かつては厄介者扱いされていた埋立地が、今は帰属をめぐり激しい争奪戦が展開される。

東

京湾の沿岸には広大な埋立地が広がっている。そのほとんどが日本の高度成長期以降に、大量に発生するゴミを処分するために埋め立てられたもので、廃棄物で造成された埋立地は厄介者扱いされていた。埋立地に無駄な管理費を使いたくないと、埋立地の管轄をめぐって各区が押し付け合ったものである。しかし今は違う。雑草が茂る広大な荒れ地の13号埋立地（お台場）が、臨海副都心として生まれ変わったことに刺激されてか、今では埋立地をめぐって、激しい領土争いが展開されるようになった。

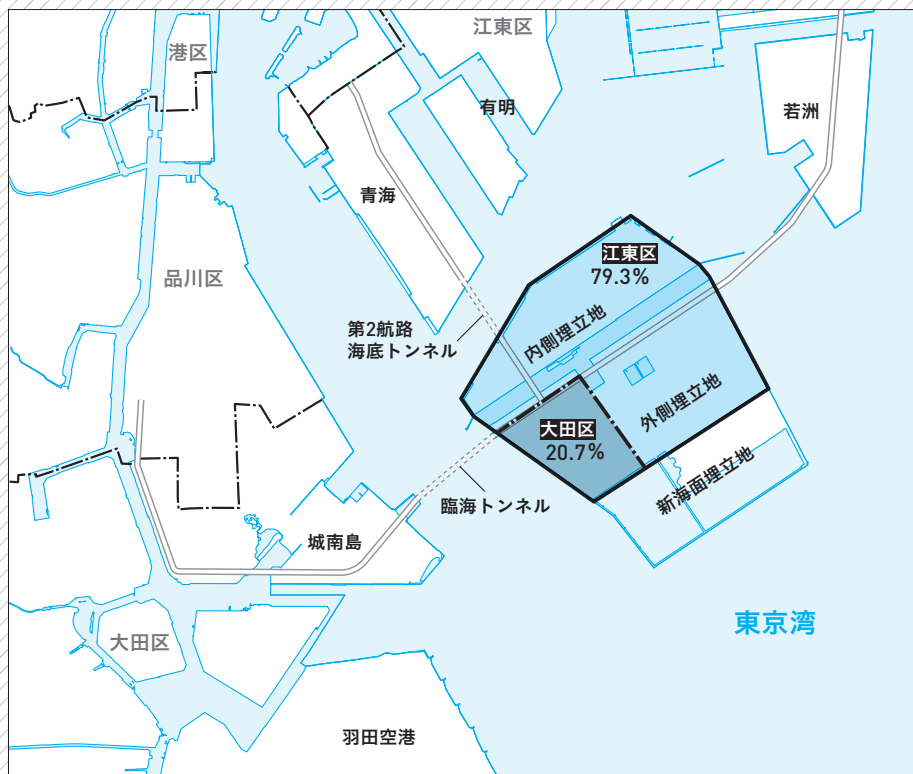
お台場の青海エリア南東沖合に広大な人工島がある。「内側埋立地」と「外側埋立地」、「新海面埋立地」からなる中央防波堤埋立地である。面積が509ヘクタール（5・09㎥）もある巨大な埋立地だ。1973（昭和48）年から造成が始まったもので、埋立地の帰属がいまだに決まっていないのだ。そのため埋立地は荒れ果て、ほとんど開発も進んでいない。

当初、埋立地はどの区とも接していなかったため、東京

湾沿岸の江東、中央、港、品川、大田の5つの区が中央防波堤埋立地の領有を主張していた。しかし、1980（昭和55）年に第二航路海底トンネルが完成してお台場（江東区青梅）と陸続きになり、2002（平成14）年には臨海トンネルで城南島（大田区）とつながった。そのため、地続きならなかった中央、港、品川の3区は手を引き、江東区と大田区の間で争われることになった。

しかし、両区とも100%の領有を主張して一歩も譲らず、一向に解決する気配がない。そのため、都の調停を仰いで決着させることになった。都は両区の主張から総合的に判断し、2017（平成29）年10月、江東区86・2%、大田区13・8%に配分するという調停案を提示した。江東区はこの調停案を受け入れたが、大田区はこの調停案を拒否し、東京地裁への提訴に踏み切った。その判決が2019年9月に下った。江東区79・3%、大田区20・7%、オリンピックの競技施設はすべて江東区、港湾エリアはすべて大田区というものである。

～中央防波堤埋立地～



◇江東区と大田区の主張

江東区

日本では、埋立地は陸地と地続きか、陸地に隣接している自治体に帰属するという考えである。都内で発生した廃棄物は、江東区内を通して運搬されていたため、長いあいだ悪臭や騒音などの公害に悩まされ続け、それに耐えてきた。

大田区

この海域の漁業権のほとんどは大田区側にあったが、中央防波堤埋立地の造成のため、漁民が漁業権を放棄したという経緯がある。臨海トンネルが完成してからは、このトンネルを通して廃棄物が運搬されている。

中央、港、品川の3区は地続きにならなかったため、勝算がないとみて領有権争いから手を引いた。

